

町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載要綱

町田市ダンススポーツ連盟 ホームページ運用部

2021年5月20日 作成

(趣旨)

第1条 この要綱は、町田市ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) この要綱において、町田市ダンススポーツ連盟ホームページ（以下「連盟ホームページ」という。）とは、連盟が管理するホームページをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できるバナー広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの
- (11) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (12) 求人広告に関するもの
- (13) 貸金業に関するもの
- (14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (15) その他、掲載するバナー広告として不相当であると連盟理事長が認めるもの

(広告の募集等)

第4条 バナー広告の募集にあたっては、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 募集するバナー広告の規格及び数量並びにバナー広告掲載の期間
- (2) バナー広告掲載に係る料金

(広告掲載の取消し)

第5条 連盟理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずにバナー広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載するバナー広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までにバナー広告掲載料の納付がないとき
- (3) 広告主が連盟の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (5) 広告主の倒産、破産等により、バナー広告掲載をする必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取り下げを申し出たとき
- (7) その他、連盟の業務上やむを得ない事由が生じたとき
- (その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する